

# 被災者支援情報

## 〈概要版〉

平成30年胆振東部地震で被災された皆さまへの支援情報です。詳しくは町ホームページや支援ガイドブックでご確認ください。

☎：受付期間      ☎：問い合わせ

### 住まいや身の回りのこと

#### 被災証明書の発行

住宅等の被害程度を証明します。証明書判定基準により、各種制度の対象となる場合があります。

☎ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

#### 被災証明書の発行

保険金等の請求、各種融資等の申請、補助金申請など、関係機関から提出を求められた場合に必要になります。

☎ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

#### 心身仮設住宅

**被災証明**全壊○大規模※半壊※一部※  
民間賃貸住宅をみなし心身仮設住宅として、プレハブ式仮設住宅を心身仮設住宅として提供します。  
※住宅として再利用ができず居住できない場合は「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の場合も対象です。  
☎ 建設課建築住宅グループ ☎ 27-2325

#### 被災住宅の応急修理

**被災証明**全壊※大規模○半壊○一部  
壊れた住宅の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を支援します。  
※応急修理により居住が可能となる場合は「全壊」の場合も対象です。  
☎ 建設課建築住宅グループ ☎ 27-2325

#### 被災家屋の解体撤去

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
被災証明により全壊と判定された個人の家屋や中小企業の事業所を解体撤去します。  
☎ 11月16日(金)まで  
☎ 町民福祉課町民生活グループ 被災家屋解体ダイヤル ☎ 080-2873-0489

#### 復旧作業実施に伴う倒木の撤去

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
道路、河川、農地、宅地、山地等の復旧作業により発生している倒木の撤去を行います。撤去に異議のある方はお申し出ください。  
☎ 産業経済課農業グループ ☎ 27-2419

### お金に関すること

#### 被災者生活再建支援制度

**被災証明**全壊○大規模○半壊※一部※

地震により住宅に被害を受けた世帯を対象に、支援金(基礎支援金・加算支援金)を支給します。

☎ 基礎支援金：平成31年10月5日(土)まで、加算支援：平成33年10月5日(火)まで

☎ 町民福祉課福祉グループ ☎ 26-7872

#### 災害援護資金貸付金

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
世帯主が災害により負傷したり、住宅や家財の損害を受けた世帯に支援金を貸し付けます。  
☎ 町民福祉課福祉グループ ☎ 26-7872

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金を貸し付けます。  
☎ 胆振総合振興局社会福祉課子ども子育て支援係 ☎ 0143-24-9845

#### 年金担保貸付

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
国民年金、厚生年金、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを貸し付けます。  
☎ 独立行政法人福祉医療機構 ☎ 03-3438-0224

#### 恩給担保貸付

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
恩給等を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を貸し付けます。  
☎ (株)日本政策金融公庫室蘭支店 ☎ 0143-4-1731

#### 災害復興住宅融資

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部

地震により住宅に被害を受けた方が住宅を建設・購入・補修するための資金を貸し付けます。  
☎ 平成32年9月5日(土)まで  
☎ 独立行政法人住宅金融支援機構 ☎ 0120-086-1353

#### 住宅ローンの返済

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
一般財団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関によりまとめられたガイドラインにより住宅ローンの免除・減額を受けるための手続きがあります。  
☎ 全国銀行協会相談室 ☎ 0570-017-109

#### 義援金の配分

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
町へお寄せいただいた義援金を配分します。  
☎ 11月22日(木)まで  
☎ 11月12日(月)～22日(木)対象：住家被害のうち「①大規模半壊」「②半壊」の判定を受けた方(その他の住宅被害の「半壊」に至らない「区分」については、防災行政用無線等でお知らせします)

☎ 総務課財政グループ ☎ 27-2481

### 役所の手続きのこと

#### 国税の特別措置

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
地震により被害があった方を対象に、国税の特例措置があります。  
☎ 苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165

#### 道税の特別措置

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部

地震により被害があった方を対象に、道税の特例措置があります。  
☎ 苫小牧道税事務所 ☎ 0144-32-5178  
(個人事業税)、☎ 0144-32-5190  
(不動産取得税)、☎ 0144-32-5191  
(道税の納税)、札幌道税事務所自動車税部 ☎ 011-746-1193 (自動車税)

#### 町税の特別措置

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
厚真町、安平町、むかわ町にお住まいの方や事務所もしくは事業所を有する方の9月6日以降に到来する町道民税(特別徴収分を除く)と固定資産税の申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付または徴収に関する期限を延長します。  
申請手続きは不要です。なお、各期別の口座振替は通常通り実施します。  
☎ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

#### 年金手帳などを紛失したとき・国民年金等の保険料が払えないとき

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
年金手帳、年金証書を紛失した場合は再発行することができます。また、国民年金保険料を納めている第1号被保険者の方で、その方の財産に係る損害が2分の1以上の場合(被災証明書が半壊以上の方等)は、申請をすると平成30年8月分から平成32年6月分まで国民年金保険料の免除を受けられます。  
☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871、  
日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135

#### 登記済証、登記識別情報を紛失したとき

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部※  
登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

地震により住宅に被害を受けた世帯を対象に、支援金(基礎支援金・加算支援金)を支給します。

☎ 基礎支援金：平成31年10月5日(土)まで、加算支援：平成33年10月5日(火)まで

☎ 町民福祉課福祉グループ ☎ 26-7872

☎ 町民福祉課福祉グループ ☎ 26-7872

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金を貸し付けます。  
☎ 胆振総合振興局社会福祉課子ども子育て支援係 ☎ 0143-24-9845

#### 年金担保貸付

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
国民年金、厚生年金、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを貸し付けます。  
☎ 独立行政法人福祉医療機構 ☎ 03-3438-0224

#### 恩給担保貸付

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
恩給等を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を貸し付けます。  
☎ (株)日本政策金融公庫室蘭支店 ☎ 0143-4-1731

#### 災害復興住宅融資

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部

地震により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付できます。また再交付手数料が免除される場合があります。  
☎ 苫小牧警察署 ☎ 0144-35-0110、  
運転免許テレフォンサービス ☎ 011-699-8654

#### 運転免許証を紛失したとき

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
地震により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付できます。また再交付手数料が免除される場合があります。  
☎ 苫小牧警察署 ☎ 0144-35-0110、  
運転免許テレフォンサービス ☎ 011-699-8654

#### 各種証明書の発行

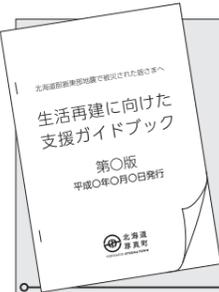
**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
各種手続きに使用する各種証明書については手数料が免除されます。  
☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871、  
総務課税務グループ ☎ 27-2481

#### 後期高齢者医療保険料の減免等

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
住居の被害にあった方を対象に後期高齢者医療保険料について減免、または分割納付・納付猶予を行います。  
☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871

#### 児童扶養手当の受給

**被災証明**全壊○大規模○半壊○一部  
災害により住宅等に損害を受けた場合、所得制限によって一部または全部停止になっていた児童扶養手当を全部支給となるよう申請できます。  
☎ 町民福祉課子育て支援グループ ☎ 26-7872



## 生活再建に向けた支援ガイドブックを 発行しています。

平成30年北海道胆振東部地震で被害された皆さまへ、主な支援制度を取りまとめたガイドブックを作成しました。制度の詳細や活用方法は各担当へお問い合わせください。

**発行日** 毎月第2・第4金曜日 ※内容を追加・変更した場合に発行します。

- 配布方法**
- ・町内全戸配布  
シルバー人材センターから各自治会へ配布されます。  
追加・変更がない場合は配布がありません。
  - ・各避難所配布
  - ・窓口設置  
役場、総合ケアセンターゆくり、青少年センター  
り災証明発行窓口(厚真児童会館)、上厚真支所

問い合わせ 総務課災害復興グループ ☎27-2321

■**自動車に被害を受けたとき**  
り災証明(全壊)・大規模(一部)・半壊(一部) 被災した自動車を処分し、代替自動車を購入した場合、自動車取得税が減免されます。また、被災自動車の重量税が還付されます。  
国土交通省自動車検査協会室蘭事務所 ☎050-13816-1766

### 医療機関受診時の一部負担金免除

り災証明(全壊)・大規模(一部)・半壊(一部) 一定の被害があった厚真町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者について、医療機関の窓口で支払う一部負担金免除の申請を受け付けます。12月31日(月)までの受診が対象で、9月～10月に医療機関を受診した方には、償還払いを行います。  
町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871

### 飲用井戸の水質検査手数料の減免

り災証明(全壊)・大規模(一部)・半壊(一部) 給水区域外に居住し、り災証明書の発行を受けた方で、地震の影響により新たに飲用水の検査が必要になった方を対象に飲用井戸の水質検査手数料を減免します。  
12月5日(水)まで  
北海道苫小牧保健所 ☎0144-341468

## 民間の手続きのこと

### 法律相談

り災証明(全壊)・大規模(一部)・半壊(一部) 被災された方に対し、無料電話法律相談を実施しています。  
札幌弁護士会 ☎0120-3251104

(受付時間：平日：13時～19時、土曜・日曜・祝日午後：13時～16時)、札幌司法書士会 ☎0120-1115-559 (受付時間：10時～16時、土曜・日曜・祝日除く)

## 教育

### 就学援助

り災証明(全壊)・大規模(一部)・半壊(一部) 町内に在住で、町内の小中学校に通学する児童生徒がいる方で、地震で住家に半壊以上の被害を受けた方または地震により離職・休職せざるをえなく家計が急変した方に就学援助を行います(すでに就学援助を受けている方を除く)。  
12月28日(金)まで  
町教育委員会生涯学習課学校教育グループ ☎27-2494

## 事業者の方へ

### 中小企業者向け融資制度

り災証明(全壊)・大規模(一部)・半壊(一部) 今回の災害が原因で売上高等が減少している中小企業を支援するための措置を行います。  
このたびの地震災害等により、厚真町はセーフティネット保障第4号における指定地域となりました。  
産業経済課経済グループ ☎27-2486

## 資産に被害を受けた方向け 申告所得税の軽減などの説明会

災害によって住宅や家財などに被害を受けた方および事業用資産等に被害を受けた個人事業者の方を対象に、所得税および復興特別所得税の一部を軽減する方法などについての説明会を開催します。

●日時	12月4日(火)	対象	
●時間	①14時～15時 ②18時～19時	住宅や家財などに被害を受けた方 (②は混雑が予想されます)	
●会場	15時30分～17時	農業・事業および不動産賃貸業用の資産等に被害を受けた個人の方	

- 会場  
総合福祉センター
- 問い合わせ  
苫小牧税務署 ☎0144-3213165  
総務課税務グループ ☎27-2481

## 予定されている支援制度

※詳細が決まりましたらお知らせします。

### 災害弔慰金・災害障害見舞金(町)

災害により死亡された町民の方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します(対象者には町から手続きについてご案内します)。  
町民福祉課福祉グループ ☎26-7872

### 災害弔慰金・見舞金(北海道)

災害により死亡された方のご遺族や重傷者ご本人に対して、北海道災害弔慰金等支給要綱に基づき、災害弔慰金・見舞金を支給します。

### 住宅被害見舞金(北海道)

災害により自己所有の家屋ならびに借家に居住し被災した世帯主に対し、北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱に基づき、住家被害見舞金を支給します。

### 飲用井戸等給水施設整備事業補助金

未給水区域で飲用井戸等の給水施設整備に係る経費の2分の1(上限100万円)を補助します。  
町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871

### 農業用井戸等給水施設整備事業補助金

未給水区域で農業用井戸等の給水施設整備に係る経費の2分の1(上限50万円)を補助します。  
産業経済課農林業グループ ☎27-2419

## 厚真中央墓地の一部立入禁止

厚真中央墓地の一部については、地割れなどが確認され危険な状況であるため、地盤改良の工事を予定しています。工事終了まで当面の間、立入を禁止します。

### 問い合わせ

町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

## 札幌司法書士会 地震による困りごと電話相談会

- 受付時間  
10時～16時(土曜・日曜・祝日を除く)
- 電話番号  
☎0120-115-559

※現在、避難所で避難生活をする方々を訪問し、巡回相談を実施しています。「司法書士会」と書かれた黄色いビブスを着用した者を見かけたときはお気軽にお声がけください。今後は、仮設住宅も訪問予定です。

- 問い合わせ  
札幌司法書士会 ☎011-281-3505